

役員に関する規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、学校法人大阪学芸（以下「学園」という）の理事および監事（以下「役員」という）の報酬、退職慰労金、定年など役員の待遇に関する事項を定めたものである。

第2章 役員の報酬

(役員報酬の決定)

第2条 役員の報酬は、社会水準および教員又は事務職員の給与とのバランスを考慮して理事会で決定する。

2 常勤の役員の報酬は別表Ⅰのとおりとする。

3 非常勤役員の報酬は別表Ⅱのとおりとする。

(役員報酬の表示)

第3条 教員又は事務職員を兼ねない役員の報酬は原則として役員報酬1本で表示する。

第3章 役付手当

(役付手当の適用範囲)

第4条 役付手当は、在職中の専務理事及び常務理事に1ヵ月を単位として支給する。

2 役付手当は、別表Ⅲのとおりとする。

第4章 役員の退職慰労金

(退職慰労金)

第5条 役員の退職慰労金は、役員が退職するとき、その在任期間中の功労に報いるために支給する。ただし、「退職金支給規則」にもとづき退職金を受け取る役員については適用しない。

(退職慰労金の決定基準)

第6条 退職慰労金は、当該役員が在任した期間に応じて次の算式によって得た額とする。

〔退職慰労金＝基本額×役位別在任期間×役位別支給係数〕

在任期間に端数があるときは、月割りで計算する。1ヵ月未満の端数は切り上げる。

2 基本額および役位別支給係数は、別表Ⅳのとおりとする。
(功劳金)

第7条 在任中、特に功績のあった者には退職慰労金の他に記念品を支給する。記念品の額は、理事会において決定する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、寄附行為の定めに従い3年とする。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の議決によって行う。

(細則)

第10条 この規則に必要な細則は、常務会で定める。

附 則

- 1 この規則は、平成6年4月9日より施行する。
- 2 この規則は、平成6年9月9日より改訂施行する。
- 3 この規則は、平成7年4月6日より改訂施行する。
- 4 この規則は、平成10年4月21日より改訂施行する。
- 5 この規則は、平成12年1月27日より改訂施行する。(別表Ⅲ)
- 6 この規則は、平成13年3月28日より改訂施行する。(別表Ⅰ・Ⅱ)
- 7 この規則は、平成13年11月27日より改訂施行する。

(理事長の定年延長)

- 8 この規則は、平成15年9月5日より改訂施行する。
- 9 この規則は、平成16年2月21日より改訂施行する。
- 10 この規則は、平成17年4月23日より改訂施行する。
- 11 この規則は、平成19年9月1日より改訂施行する。(別表Ⅰ・Ⅱ)
- 12 この規則は、平成20年3月1日より改訂施行する。(別表Ⅳ)
- 13 この規則は、平成20年4月12日より改訂施行する。(別表Ⅱ)
- 14 この規則は、平成23年4月1日より改訂施行する。(別表Ⅰ・Ⅱ)
- 15 この規則は、平成27年11月21日より改訂施行する。
- 16 この規則は、平成29年3月18日より改訂施行する。
- 17 この規則は、令和3年11月20日より改訂施行する。
- 18 この規則は、令和4年9月3日より改訂施行する。

1：別表Ⅰ [常勤役員の報酬]

役職名	報酬月額
理 事 長	1, 0 8 4, 0 0 0 円
学 園 長	1, 0 8 4, 0 0 0 円
専 務 理 事	円
常 務 理 事	3 3 0, 0 0 0 円

2：別表Ⅱ [非常勤役員の報酬]

役職名	報酬月額
理 事 長	8 0 0, 0 0 0 円
理 事	8 0, 0 0 0 円
監 事	8 0, 0 0 0 円

3：別表Ⅲ [役付手当]

役職名	報酬月額
在職中の専務理事	1 2 0, 0 0 0 円
常 務 理 事	9 0, 0 0 0 円

4：別表Ⅳ [役員退職慰労金]

$$\text{退職慰労金} = A \times B \times \text{勤続年数}$$

A 基 本 額 3 0, 0 0 0 円

B 役位別支給係数

理事長	常 勤	4 0
	非常勤	2 0
学 園 長 (常 勤)		3 8
専務理事 (常 勤)		3 0
校 長 (常 勤)		3 6
常勤の理事 (教員兼務除く)		2 0
非常勤理事		1 0
監 事 (非常勤)		1 0

評議員に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、学校法人大阪学芸（以下「学園」という）の評議員の議長手当及び退任慰労金などの評議員の待遇に関する事項を定めたものである。

(評議員会議長の手当)

第2条 評議員会議長の手当は、別表Ⅰのとおりとする。

(評議員の退任慰労金)

第3条 評議員の退任慰労金は、当該評議員が在任した期間に応じて、別表Ⅱのとおり支給する。ただし、在職中の評議員には適用しない。

2 在任期間に端数があるときは、月割りで計算する。1ヵ月未満の端数は切り上げる。

(規則の改廃)

第4条 この規則の改廃は、理事会の議決によって行う。

(細 則)

第5条 この規則に必要な細則は、常務会で定める。

附 則

1 この規則は、平成6年4月9日より施行する。

2 この規則は、平成16年2月21日より改訂施行する。

(退任慰労金の改訂)

3 この規則は、平成17年3月11日より改訂施行する。

(別規則制定)

4 この規則は、平成20年4月1日より改訂施行する。(別表Ⅰ・Ⅱ改訂)

別表Ⅰ 〔評議員会議長の手当〕

議長手当（年額）	60,000円
----------	---------

別表Ⅱ 〔評議員退任慰労金〕

任期1年につき	60,000円
---------	---------